

## モバイルスター利用約款

### 第1章 目的

#### 第1条(目的)

本約款は、株式会社ティーガイア(以下、「当社」といいます。)が提供する「モバイルスター」(以下、「本サービス」といい、サービス内容は第4条に規定します。)の提供条件について定めるものです。本サービスは、本約款に従って提供されるものとし、本サービスの利用者(以下、「利用者」といいます。)は、本約款に従って本サービスを利用するものとします。

#### 第2条(提供地域)

本サービスの提供地域は日本国内に限定されるものとします。

#### 第3条(用語の定義)

本約款における用語の定義は次の通りとします。

1. 「キャリア」とは、移動体通信事業者及び固定通信事業者のことをいいます。
2. 「通信サービス」とは、キャリアが提供する移動体通信サービス及び固定通信サービスをいい、その回線を「通信サービス回線」といいます。
3. 「通信サービス利用料金」とは、通信サービス回線の利用料金(通話料、通信料等)をいいます。
4. 「移動体通信機器」とは、移動体通信事業者の通信サービスを利用することができる携帯電話・スマートフォン・タブレット端末等の端末機器をいいます。
5. 「周辺サービス」とは、当社が提携している企業(以下、「周辺サービス事業者」といいます。)が提供する各種サービス(但し、通信サービスを除く)をいいます。
6. 「当社サービス等」とは、本サービス以外の当社が利用者に対して提供又は販売するサービス・役務・商品・ライセンスの総称をいいます。
7. 「資産情報」とは、移動体通信機器、移動体通信機器を管理するためのセキュリティサービスのライセンス、ソフトウェアのライセンス、及び通信サービス回線の情報の総称をいいます。

### 第2章 本サービスの内容

#### 第4条(本サービスの内容)

1. 本サービスの主たるサービス内容は、以下の通りです。
  - ① 利用者が契約しているキャリアからの通信サービス利用料金その他料金の請求を取り纏めるため、キャリアへの支払いを代行し、当社から利用者に一括請求を行うサービス(以下総称し「一括請求サービス」といいます。)  
なお、当社がキャリアとして利用者とは契約して提供する通信サービスについては、通信サービス利用料金その他料金のキャリアへの支払い代行はありません。
  - ② 利用者の通信サービス利用料金、並びに移動体通信機器及び付属品の購入代金等の請求情報を、当社の本サービスに係るシステムを利用して、インターネット上でデータを提供するサービス。
  - ③ 利用者による、利用者名義の移動体通信サービスの新規契約、機

種変更等の契約、移動体通信機器又は付属品の購入、通信サービス利用料金プランその他オプションサービスへの加入又は変更、並びに解約等の手続きの当社へのオンライン発注サービス。

- ④ 利用者の移動体通信サービスの新規契約、機種変更契約、オプションサービスへの加入又はその変更、並びにこれらの解約等のキャリアへの取次ぎサービス。
  - ⑤ 通信サービスに関連するソリューションサービスの提案、各種コンサルティングの提供。
2. 本サービスの従たるサービス内容は、以下の通りです。
    - ① 周辺サービスの新規契約及びサービスの追加、変更、解約等各種契約等の周辺サービス事業者への取次ぎサービス。
    - ② 周辺サービスの利用料金その他料金の請求を取り纏めるため、周辺サービス事業者への支払いを代行し、当社から利用者に一括請求を行うサービス(以下、当該サービスの利用者との関係では、当該サービスと一括請求サービスを併せて、「一括請求サービス」といいます。)
    - ③ 周辺サービスに関連するソリューションサービスの提案、各種コンサルティングの提供。
    - ④ 利用者が当社に支払う当社サービス等の対価について、当社から利用者に対し一括請求を行うサービス。但し、当社と利用者との間の当社サービス等の提供に関する契約・覚書等の書面において、当該契約を締結すると自動的に本サービスの利用契約が成立する旨又は本号のサービスを利用できる旨の定めがある場合もしくは当社所定の本サービスの利用申込書の特記事項に本号のサービスを利用できる旨の定めがある場合に限るものとします。
    - ⑤ 利用者の資産情報を管理するサービス。
  3. 本サービスのうち、第4条第1項第1号から第4号までのサービスの提供は、利用者が当社所定のキャリアの提供する通信サービスを利用している場合に限られるものとします。
  4. 当社は、本サービスのうち、第4条第1項第1号から第4号までのサービスを提供するにあたり、利用者とキャリアとの間で締結しているBillingサービス契約に基づきキャリアから利用者へ付与された接続ID及びパスワードを使用して、利用者の通信サービス利用料金及び通信サービスの利用状況データ等を取得し、これら本サービスの提供のために利用できるとし、利用者はこれを承諾します。
  5. 当社は、本条第1項第3号による利用者からのオンライン発注による申込に基づき、本条第1項第4号の取次ぎサービスの提供に必要なキャリア所定の申込書等をキャリアへ提出する等の各種手続き等を代行できるものとし、利用者はこれを承諾します。
  6. 一括請求サービスは、利用者の委託により、当社がキャリア及び周辺サービス事業者へ支払いを代行するものであり、当社による支払い代行がなされた場合でも、利用者の一括請求サービスの対象となる全ての債務について、最終的な支払い責任は利用者には帰属するものであり、利用者はこれに同意します。

#### 第5条(保証)

1. 本サービスに係るシステムに、本サービスの提供に支障をきたすようなトラブルが発生した場合は、当社は速やかに原因解析・回避処置対策・復旧作業を行います。

2. 当社は、前項に規定するものを除き、明示であるか黙示であるかを問わず、本サービスの提供に関連して一切保証をしません。

### 第3章 契約の成立

#### 第6条(利用申込み)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下、「利用希望者」といいます。 )は、当社所定の利用申込書を当社に提出しなければならないものとします。
2. 当社は、利用希望者の利用申込書の提出について、当社が指定する第三者による提出の代行(取次ぎ)を認めます。
3. 利用者は、以下の各号に掲げるものを当社に提出しなければならないものとします。
  - ① キャリアが提供している、通信サービス利用料金及び通信サービスの利用状況データ等を取得するためのビリングサービス申込書、若しくはビリングサービス契約に基づく接続ID及びパスワード。
  - ② 一括請求サービスを利用するために必要となる、キャリアからの通信サービス利用料金の請求書の送付先を当社の住所に変更する申込書及び周辺サービス事業者からの周辺サービスの利用料金の請求書の送付先を当社の住所に変更する申込書。
  - ③ 一括請求サービスを利用するために必要となる、利用者の商業・法人登記簿謄本、利用者が指定した担当者の個人確認書類(運転免許書のコピー等)、利用者の各種通信サービスの申込を当社がキャリアへ取次ぐために必要な利用者の当社に対する委任状等の書類。(提出時期及び頻度はキャリアの定める規則等に準拠します。)及び利用者の周辺サービスの申込を当社が周辺サービス事業者へ取次ぐために必要な当社が指定する書類。
  - ④ 前各号のほか、利用者、キャリアおよび当社間の合意文書等、利用者が本サービスを利用するために必要なものとして当社が指定するもの。
4. 利用者は、利用申込書に記載した、利用者の商号、住所、利用する本サービスの種別等に変更が生じた場合には、遅滞なく当社所定の変更申込書を当社に提出しなければならないものとします。

#### 第7条(利用契約の成立)

1. 当社・利用者間の本サービスの利用契約(以下、「利用契約」といいます。 )は、前条に基づく利用希望者の申込みに対して、当社が利用者に対する本サービスに係るシステムのユーザIDを通知したときに成立するものとします。なお、利用契約が成立した場合、利用者は本約款に従い本サービスを利用するものとします。
2. 当社は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用申込みの全部若しくは一部を承諾しない場合があります。
  - ① 本サービスの提供又はそれに係る装置の保守が技術上困難と当社が判断したとき。
  - ② 利用希望者が利用契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断したとき。
  - ③ その他、当社と利用希望者との利用契約の締結を適当でないと当社が判断したとき。

#### 第8条(本サービス利用料)

1. 本サービス利用の対価として利用者が当社に支払う本サービス利用料(以下、「本サービス利用料」といいます。 )は、利用申込書に記載のとおりとします。
2. 当社は、事前に利用者へ通知し、本サービス利用料を変更することができます。

#### 第9条(請求及び支払)

1. 当社は利用者に対し、利用者が利用している本サービスの内容に応じて以下の金額を請求します。なお、金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てた金額を請求します。
  - ① 通信サービス利用料金その他料金。
  - ② 第4条第1項第3号による利用者からのオンライン発注に基づき発生した移動体通信機器及び付属品の購入代金の合計金額。
  - ③ 周辺サービスの利用料金。
  - ④ 当社サービス等の対価。
  - ⑤ 本サービス利用料。
2. 前項の請求を受けた利用者は、請求書に指定される支払期日に、利用申込書において合意した支払方法によりその請求金額を支払うものとします。

### 第4章 利用者の義務

#### 第10条(利用者の義務)

1. 利用者は、以下の各号に掲げる物品等を自己の費用と責任において準備するものとします。
  - ① 本サービスを利用するために必要となるパソコン。
  - ② 本サービスを利用するために必要となるウェブブラウザソフトウェア及び基本ソフトウェア。なお、当社が推奨するものは以下のとおりとします。
    - a. ウェブブラウザソフトウェア: Google Chrome
    - b. 基本ソフトウェア: Microsoft Windows 11
  - ③ 本サービスを利用するために必要となるインターネット接続環境。
2. 利用者は、本サービスの利用開始前に、利用者がその時点で、キャリアと契約している通信サービス回線の情報、周辺サービス事業者と契約している周辺サービスの情報及び利用者の会社の組織に関する情報を、当社所定の各登録シートに記入し、本サービスに係わるシステムにアップロードするものとします。
3. 利用者は、当社が発行する本サービスに係るシステムの利用に必要なID及びパスワード等を利用者の責任において管理しなければなりません。また、利用者がパスワードを変更した場合、キャリアによってID またはパスワードが変更となった場合は、利用者は当社に速やかに通知するものとします。
4. 利用者は、第三者から本サービスを対象とした権利の侵害を理由に訴訟の申告を受けた場合、遅滞なくこの事態を当社に報告し、当社をして事態の収拾に当たらしめ、これに協力するものとします。利用者は、この報告を怠り、独自の判断にて対処した場合には、それにより蒙った如何なる損失も当社は負わないことに同意するものとします。

## 第11条(禁止事項)

1. 利用者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。
  - ① 当社の著作権、商標権、その他の知的財産権を侵害する行為。
  - ② 当社又は第三者の財産、その他の権利を侵害する行為。
  - ③ 有害なコンピュータウィルス等を送信する行為。
  - ④ 各種ID及びパスワードを不正に使用する行為、又は自己の各種ID若しくはパスワードを正当な事由なく漏洩する行為。
  - ⑤ アプリケーションプログラムを無断で複製、頒布、送信、又は使用する行為。
  - ⑥ 本サービスの提供を妨げる行為。
  - ⑦ 本サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える態様において本サービスを利用する行為。
  - ⑧ その他、法令・行政命令に違反する、又は違反するおそれのある行為。
  - ⑨ その他、当社が不適切と判断する行為。
2. 利用者が、前項に該当する行為を行うことによって、当社又は第三者に損害が生じた場合、利用契約解除後であったとしても、利用者は当該損害についてすべての責任を負うものとします。

## 第5章 サービスの休止

### 第12条(サービスの休止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対して何ら責めを負うことなく、本サービスの全部又は一部を一時的に休止することができます。
  - ① 当社の電気通信設備の保守又は工事上やむをえないとき。
  - ② 当社が設置する電気通信設備の障害等やむをえない事由があるとき。
  - ③ キャリアの通信サービスの中止又は周辺サービス事業者の周辺サービスの中止により、当社が本サービスを利用者に提供することが困難になったとき。
  - ④ 天災地変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあり、災害の予防若しくは救援、交通若しくは電力の供給の確保、その他秩序の維持に必要な事項を内容とする通信若しくはその他の公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うためにやむをえないとき。
  - ⑤ 前各号に掲げるほか、本サービスを一時的に休止することがやむをえないと当社が判断するとき。
2. 当社が前項第1号の規定に基づき本サービスの全部又は一部を休止するときは、あらかじめ、その理由及び実施期間を当社が定める方法で利用者に通知します。但し、緊急な事態が生じた等の理由によりやむをえない場合はこの限りではありません。

## 第6章 解除・解約

### 第13条(利用契約の解除等)

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に対して何等の通知・催告を要せずに、直ちに利用契約の全部若しく

は一部を解除することができるものとします。

- ① 本約款若しくは利用契約に基づく利用者の当社に対する金銭債務を当社が指定した支払い期日を経過しても支払わないとき、又は本約款若しくは利用契約の各条項に違反したとき。
  - ② 自らを債務者とする差押若しくは仮差押、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受けたとき。
  - ③ 民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始、特別清算開始若しくは競売の申立てがあり、又は債務の私的整理を開始したとき。
  - ④ 資本の減少、解散、営業の廃止、他との合併、会社分割、営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行ない、資産若しくは事業内容に重大な変更が生じたとき。
  - ⑤ 債務超過の状態に陥り、又は財産状況の著しい悪化、若しくはそのおそれがあると当社が判断したとき。
  - ⑥ 支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手が不渡りになったとき。
  - ⑦ 利用者が次の何れかに該当し、若しくは該当するおそれがあるとき。
    - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他の反社会的勢力(以下、「暴力団等反社会的勢力」といいます。)に該当したとき。
    - (2) 暴力団等反社会的勢力が、利用者の事業活動を支援し、又は、影響力を行使していると認められるとき。
    - (3) 暴力団等反社会的勢力に対し、利用者が資金提供を行う等、密接な関係にあると認められるとき。
  - ⑧ 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取り消しの処分を受けたとき。
  - ⑨ 利用契約成立後に、利用者が第7条第2項各号に規定する本サービスの利用申込拒否事由に該当することになった場合、又は該当していたことが判明した場合。
  - ⑩ 利用申込書に虚偽事項を記載したことが判明したとき。
  - ⑪ その他利用契約を継続しがたい事由が生じたときと当社が判断したとき。
2. 前項に基づき利用契約の全部又は一部が解除された場合、利用者は当社に対して直ちに全債務を完済するものとします。また、利用者が一括請求サービスを利用している場合、当社は以下の各種手続きを行うことができるものとし、利用者はこれに同意します。
  - ① 利用者の通信サービス利用料金、周辺サービスの利用料金等をキャリア及び周辺サービス事業者へ支払うことを直ちに停止する手続き。
  - ② キャリア及び周辺サービス事業者からの請求書送付先を当社から利用者に変更する手続き。
3. 当社は、次の何れかの事由が生じた場合には、本サービスに関する当社のウェブサイト上に掲載し、若しくは利用者へ書面又は電子メールを送付する方法により、当社に何らの責めを負うことなく利用契約の全部又は一部を解除し、本サービスの全部又は一部を終了することができるものとします。
  - ① キャリアが通信サービスを休止若しくは終了したとき、又は、周辺サービス事業者が周辺サービスを休止若しくは終了したとき。

- ② キャリア又は周辺サービス事業者が倒産したとき。
  - ③ 天災地変、火事、戦争、暴動、内乱、労働争議、通信の途絶、輸送機関の問題、法令の変更、政府・官公庁による規制・指示・指導、その他不可抗力事由が60日以上継続したとき。
  - ④ 当社が本サービスの提供を不可能と判断したとき。
4. 利用者は、解約予定月の2ヶ月前までに当社に対して当社所定の解約申込書にて通知することにより本サービスの利用契約を解約することができます。なお、一括請求サービスを利用中の場合、利用者は、キャリア及び周辺サービス事業者から当社に送付された利用者宛の通信サービス利用料金及び周辺サービスの利用料金等の請求書の送付先を利用者宛に変更する手続き若しくは利用者が直接キャリア及び周辺サービス事業者等に通信サービス利用料金及び周辺サービスの利用料金等を支払うための手続を解約予定月の1ヶ月前までに行わなければならないとします。

#### 第14条(免責)

1. 当社は、利用者が本サービスの利用に関して蒙った損害について賠償の責任を負わないものとします。但し、当該損害が当社の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。
2. 当社は、利用者が第10条に記載する義務を履行しない場合、キャリアが通信サービスを休止若しくは終了する等の事態が生じた場合、又は、周辺サービス事業者が周辺サービスを休止若しくは終了する等の事態が生じた場合には、本約款及び利用契約に基づく利用者に対する債務の全部又は一部の履行遅滞若しくは履行不能については、利用者に対して何ら責任を負わないものとします。
3. 当社は、天災地変、火事、戦争、暴動、内乱、労働争議、通信の途絶、輸送機関の問題、法令の変更、政府・官公庁による規制・指示・指導、その他不可抗力に基づく本約款及び利用契約に基づく債務の全部又は一部の履行遅滞若しくは履行不能については、当社は利用者に対して何ら責任を負わないものとします。

## 第7章 雑則

#### 第15条(約款の変更等)

1. 当社は、利用者に事前に通知の上、本サービスの名称、本約款の内容等を変更することができるものとします。この場合、本サービスに係る一切の事項は変更後の本約款によるものとします。また、本サービスの名称を変更した場合は、本約款及び利用申込書においては、変更後の名称に読みかえるものとします。
2. 当社が、前項に基づく本約款の変更を行うためには、変更の効力発生の少なくとも30日前までに、本サービスに関する当社のウェブサイト上に告知したうえで、利用者に対して、電子メールその他の手段により通知するものとします。但し、緊急やむをえない事情がある場合には、当社は、本約款を即時に変更できるものとします。

#### 第16条(遅延損害金)

利用者は、当社より請求があった請求金額を当社が指定する支払期日に支払わないときは、支払期日の翌日から起算して支払が完了する日までの期間について、未払金額に対し年14.6%の割合による遅延損害金を

当社に支払うものとします。

#### 第17条(権利譲渡の禁止)

利用者は、利用契約に基づき本サービスを利用できる権利、その他利用契約及び本約款に係わる一切の権利を第三者に譲渡・承継し、又は担保の用に供するなど、一切の処分を行うことはできません。

#### 第18条(秘密情報の取扱い)

当社及び利用者(以下、本条においては情報を開示する当事者を「開示者」といい、情報の開示を受ける当事者を「被開示者」といいます。)は、本サービスの利用契約に関して開示者より提供若しくは開示された営業上、技術上の情報のうち、秘密である旨が明示された情報について厳に秘密を保持し、開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者へ開示、漏洩してはならず、また、本サービスの利用契約の履行目的以外に使用してはならないものとします。但し、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- ① 開示者から開示された時点で既に公知となっているもの。
- ② 開示者から開示される前にすでに被開示者が保有していたもの。
- ③ 開示者から開示された後、被開示者の責めによることなく公知となったもの。
- ④ 正当な開示権限を有する第三者から適法に入手したもの。
- ⑤ 開示者からの秘密情報によらず、被開示者が独自に開発したもの。
- ⑥ 法令又は裁判所の命令に従って開示されたもの。

#### 第19条(当社による個人情報の取扱い)

1. 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た利用者の従業員の個人情報について、当社の企業ホームページ上に掲載する個人情報保護方針に基づき適切に取り扱うものとします。  
(URL: <http://www.t-gaia.co.jp/privacy/index.html>)
2. 当社は、以下の各号に該当する場合には、利用者の従業員の個人情報を第三者へ開示、提供することができるものとし、利用者はこれに同意します。
  - ① 法令に基づく場合。
  - ② 人の生命、身体又は財産保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
  - ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
  - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

#### 第20条(業務委託)

当社は、本サービスの提供に係わる業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

#### 第21条(協議)

本約款及び利用契約に定めのない事項、その他本約款及び利用契約に関し生じた疑義については、当社と利用者との間の協議によって解決する

ものとします。

#### 第22条(準拠法及び裁判管轄)

本約款及び利用契約の準拠法は日本法とします。本約款、利用契約又は本サービスに関連して当社と利用者の間で生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附則

制定(初版) 2009年8月1日  
改訂(第2版) 2010年2月1日  
改訂(第3版) 2011年6月1日  
改訂(第4版) 2012年9月1日  
改訂(第5版) 2013年7月19日  
改訂(第6版) 2016年7月7日  
改訂(第7版) 2019年9月1日  
改訂(第8版) 2021年3月5日  
改訂(第9版) 2023年1月5日